

各位

会 社 名代表者名

問合連絡先名

株式会社バンダイナムコホールディングス 代表取締役社長 高 須 武 男 (コード番号 7832 東証第一部) 執行役員 経営企画本部長

> 浅 古 有 寿 (TEL:03-5783-5500)

会 社 名 代 表 者 名 株式会社バンダイナムコゲームス代表 取締役 社長 石川 祝男

株式会社バンダイナムコゲームスによる株式会社ディースリー株式等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社バンダイナムコホールディングス(以下、「バンダイナムコホールディングス」といいます。)及び100%子会社である株式会社バンダイナムコゲームス(以下、「バンダイナムコゲームス」又は「公開買付者」といいます。)は、平成21年2月12日開催の各社取締役会において、バンダイナムコゲームスが、株式会社ディースリー(コード番号4311、JASDAQ、以下、「対象者」といいます。)の発行済株式(但し、自己株式を除きます。)及び本新株予約権(下記「2.買付け等の概要」の「(3)買付け等の価格」に定義しております。以下、同様です。)の全てを、公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

バンダイナムコゲームスは、対象者の発行済株式(但し、自己株式を除きます。)及び本新株予 約権の全てを取得することを目的として、公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)を 実施することを決定いたしました。

バンダイナムコゲームスは、対象者の親会社であるフィールズ株式会社(以下、「フィールズ」といいます。)との間で、フィールズが、その所有する対象者の株式の全部(12,000株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合(以下、「株式所有割合」といいます。)57.04%)について本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、バンダイナムコゲームスは、対象者の代表取締役社長であり株主である伊藤裕二氏(3,600株、株式所有割合17.11%)、対象者の取締役であり株主である小嶋正樹氏(24株、株式所有割合0.11%)、対象者の社外監査役であり株主である青木

茂宏氏(27株、株式所有割合0.13%)及び対象者の社外監査役であり株主である金本光博氏(20株、株式所有割合0.10%)との間で、その所有する対象者の株式の全部について本公開買付けに応募する旨を合意しております。さらに、バンダイナムコゲームスは、親会社であるバンダイナムコホールディングスとの間で、バンダイナムコホールディングスが、その所有する対象者の株式の全部(60株、株式所有割合0.29%)について本公開買付けに応募する旨を合意しております。本公開買付けは、対象者株式の全てを取得し、対象者をバンダイナムコゲームスの完全子会社化することを目的とするものです。そのため、バンダイナムコゲームスは、本公開買付けにおいては、買付予定株式数の上限を設けておらず、買付予定株式数の下限を本公開買付けに応募する旨の合意をしております上記株主が所有する対象者の株式の合計数(15,731株)に設定しており、下限を超える応募があった場合、応募株式全部の買付けを行います。

なお、対象者の取締役会において本公開買付けに賛同する旨の決議がなされております。この点、対象者の社外取締役である大屋高志氏はフィールズの代表取締役社長を、対象者の社外取締役である山口善輝氏はフィールズの取締役を兼務しており、また、対象者の代表取締役社長で株主である伊藤裕二氏及び対象者の取締役であり株主である小嶋正樹氏は公開買付者との間で本公開買付けに応募する旨を合意しておりますので、利益相反の観点から、これらの者は、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておりません。また、対象者の社外監査役であり株主である青木茂宏氏及び金本光博氏は公開買付者との間で本公開買付けに応募する旨を合意しておりますので、利益相反の観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議には参加しておりません。

(2) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

バンダイナムコゲームスは、平成17年9月に株式会社バンダイ(以下、「バンダイ」といいます。)と株式会社ナムコ(現バンダイナムコゲームス)の経営統合により設立されたバンダイナムコホールディングスの完全子会社となりました。その後、平成18年3月にバンダイの家庭用ゲームコンテンツ事業部門を会社分割により承継しております。また、平成20年4月に家庭用ゲームコンテンツ及び業務用ゲーム機器事業を行っていた株式会社バンプレストを吸収合併により、承継いたしました。以上の経緯を経て、現在において、バンダイナムコゲームスは、家庭用ゲームコンテンツの企画開発販売、業務用ゲーム機器の企画開発販売及びモバイルコンテンツの企画開発販売等の事業を展開しております。

バンダイナムコゲームスの親会社であるバンダイナムコホールディングスは、その傘下に多数 のエンターテインメント系企業を擁し、エンターテインメント事業を総合的に展開する企業集団 (以下、「バンダイナムコグループ」といいます。)を形成しております。

バンダイナムコグループは、トイホビー・アミューズメント施設・ゲームコンテンツ・ネットワーク・映像音楽コンテンツの5つの「戦略ビジネスユニット(以下、「SBU」といいます。)」と各SBUをサポートする関連事業会社から構成されており、その中でバンダイナムコゲームスは、ゲームコンテンツSBUの主幹会社として、SBU内の各企業と連携し、ゲームコンテンツ事業領域において、事業戦略を遂行しております。

バンダイナムコグループでは、平成21年4月からの新中期経営計画をグローバル市場での成長に

向けた基盤整備の3ヵ年と位置づけており、その中で、バンダイナムコゲームスが中心に展開する「ゲームコンテンツSBU」を将来のグループ成長のため、積極的な投資を行いグローバル展開の拡大を目指す事業領域としております。平成21年4月には、そのための組織再編の一環としてモバイルコンテンツなどネットワークビジネスにおける総合力を強化するとともに、異なる強みの融合により、新たなコンテンツや事業の創出を図ることを目的にバンダイナムコホールディングスの完全子会社であるバンダイネットワークス株式会社を吸収合併により承継することを決定しております。

なお、ゲームコンテンツSBUでは、新中期経営計画において、家庭用ゲームコンテンツ事業を 重要な成長事業領域として位置づけており、米国及び欧州での中長期の成長及び日本国内での確固 たるユーザーの獲得を最重要視しております。また、新中期経営計画の実現のため、新たなコンテ ンツの創出や展開を家庭用ゲームコンテンツ事業だけではなく、モバイルコンテンツ事業との連動 により強化していくことを計画しております。

一方、対象者は、家庭用ゲームコンテンツ事業及びモバイルコンテンツ事業の両分野において、各種家庭用ゲーム機及び携帯電話端末が持つ様々な特徴やライトユーザーからコアゲームユーザーまでの異なる嗜好に対応すべく多種多様な商品・サービスを提供し、既存のゲームユーザーの満足度の向上を図るとともに、潜在的なゲームユーザーを掘り起こし獲得するため、事業間のシナジーの創出に注力し、コンテンツのマルチ展開及びグローバル展開を進めております。特に家庭用ゲームソフト及び携帯電話向けコンテンツにおいて「SIMPLEシリーズ」「SIMPLE100シリーズ」が、高い評価を得ており、また、海外においては家庭用ゲームソフトの「BEN10」シリーズ、「NARUTO」シリーズが好調に推移しております。

現在、ゲームコンテンツ市場は、日本においては減少傾向にあるものの、手軽に楽しむことができるカジュアルゲームやファミリーで楽しむことができるゲームコンテンツの人気が高まる傾向にあるほか、欧米地域においては、今後も市場規模拡大が続くものと見込まれます。また、モバイルコンテンツ配信などのネットワーク関連市場においては、技術革新やネットワークコンテンツ・サービスの多様化により、事業環境の大きな変化と参入企業の増加による競争激化に直面しております。

このような環境下において、バンダイナムコゲームス及び対象者は、両社の強みを活かすべく、 以下の内容についての協業の可能性について検討・協議を進めてきました。

- ・バンダイナムコゲームスによる対象者が得意とするカジュアルゲームとの協業、バンダイナムコグループの他SBUとの連動によるゲームコンテンツ展開の更なる拡大及びコンテンツ価値の最大化。
- ・対象者によるバンダイナムコゲームスが保有する幅広い出口(家庭用ゲームコンテンツ事業、 業務用ゲーム機器事業、モバイルコンテンツ事業)に対するコンテンツ活用(マルチコンテン ツ展開)。
- ・バンダイナムコゲームス及び対象者による両社が保有する技術(ゲーム開発エンジン等)の共

有による開発の効率化、共同での海外展開によるスケールメリットの創出及び既に協業関係があるモバイルコンテンツにおけるより一層の協力関係の構築等。

バンダイナムコゲームス及び対象者は検討・協議を進めていく中で、環境変化が激しい業界の中で勝ち抜き、グローバル展開をより一層強化するためには、両社が一つのグループとして、一体となり競合優位性があるコンテンツ展開により事業拡大を図っていくことが最良の選択であるという結論に至り、バンダイナムコゲームスは、対象者を完全子会社化する目的で、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付けにより対象者の発行済株式の全て(但し、自己株式を除きます。)を取得できない場合には、下記「(5)本公開買付け後の予定(いわゆる二段階買収に関する事項)」記載の方法により、対象者の株主に対して株式に代わる対価の交付を受ける機会を提供しつつ、対象者を完全子会社化することを計画しております。

バンダイナムコゲームスは、本公開買付け後及び対象者の完全子会社化後、①対象者が海外で展開し好評を得ている「BEN10」シリーズ等との協業による海外でのコンテンツ展開の拡充、②対象者保有コンテンツをバンダイナムコグループの他SBUと連動させることによるコンテンツ価値の最大化、③米国コンテンツ開発において両社が保有する技術(ゲーム開発エンジン等)の共有による開発効率の向上、④バンダイナムコゲームス保有コンテンツを対象者のカジュアルゲームシリーズへ活用、フルラインナップ体制の構築、⑤対象者保有コンテンツをバンダイナムコゲームスが保有する幅広い出口への活用(マルチコンテンツ展開)、⑥モバイルコンテンツの共同開発・共同展開、⑦バンダイナムコゲームス及び対象者のノウハウを融合した新たなコンテンツの創出及び新たな遊びの提案、⑧バンダイナムコゲームス及び対象者との相互人材交流、⑨バックオフィスを中心とした業務の効率化等の施策を検討・実行することにより、両社の強みを活かし、寡占化が加速する市場において、スケールメリットの創出、確固たる優位性の構築を実現し、バンダイナムコゲームス及び対象者の企業価値の向上を図ることを計画しております。

(3) 本公開買付けにおける条件の概要

本公開買付けは、上述のとおり、対象者株式の全てを取得し、対象者をバンダイナムコゲームスの完全子会社とすることを目的とするものです。そのため、バンダイナムコゲームスは、本公開買付けにおいては、買付予定株式数の上限を設けておらず、買付予定株式数の下限を本公開買付けに応募する旨の合意をしております上記株主が所有する対象者の株式の合計数(15,731株)に設定しており、下限を超える応募があった場合、応募株式全部の買付けを行います。

バンダイナムコゲームスは、第三者算定機関である大和証券エスエムビーシー株式会社(以下、「大和証券SMBC」といいます。)が提出した株式価値算定書を参考にして、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり62,000円と決定いたしました。他方、本新株予約権の買付価格については、バンダイナムコゲームスが買付けたとしても行使できないと解されることから、いずれも1個当たり1円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、平成21年2月10日までの過去3ヵ月間の株式会社ジャスダック証券取引所(以下、「ジャスダック証券取引所」といいます。)における対象者の終値の単純平均値46,532円(小数点以下四捨五入)に対して33.24%(小数点以下第三位四

捨五入)のプレミアムを、平成21年2月10日までの過去1ヵ月間のジャスダック証券取引所における対象者の終値の単純平均値44,409円(小数点以下四捨五入)に対して39.61%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムを、平成21年2月9日のジャスダック証券取引所における終値42,500円に対して45.88%(小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムを加えた価格であります。

(4) 本公開買付けに関する合意等

バンダイナムコゲームスは、対象者の親会社であるフィールズとの間で、フィールズが、その所有する対象者の株式の全部(12,000株、株式所有割合57.04%)について本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、バンダイナムコゲームスは、対象者の代表取締役社長であり株主である伊藤裕二氏(3,600株、株式所有割合17.11%)、対象者の取締役であり株主である小嶋正樹氏(24株、株式所有割合0.11%)、対象者の社外監査役であり株主である青木茂宏氏(27株、株式所有割合0.13%)及び対象者の社外監査役であり株主である金本光博氏(20株、株式所有割合0.10%)との間で、その所有する対象者の株式の全部について本公開買付けに応募する旨を合意しております。さらに、バンダイナムコゲームスは、親会社であるバンダイナムコホールディングスとの間で、バンダイナムコホールディングスが、その所有する対象者の株式の全部(60株、株式所有割合0.29%)について本公開買付けに応募する旨を合意しております。

(5) 本公開買付け後の予定(いわゆる二段階買収に関する事項)

バンダイナムコゲームスは、本公開買付けにおいて対象者の発行済株式の全て(但し、自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、対象者を完全子会社化することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、バンダイナムコゲームスは、(i)①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引き換えに別個の種類の対象者株式を交付すること、以上①乃至③を付議議案に含む株主総会、並びに(ii)上記(i)②の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。なお、バンダイナムコゲームスは、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることになりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算出する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定でありますが、対象者が、バンダイナムコゲームス

の完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記(i)②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価額の決定の申立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価額は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものでは一切ありません。

また、上記方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後のバンダイナムコゲームスの株券等所有割合又はバンダイナムコゲームス以外の対象者株主の対象者の株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、バンダイナムコゲームス以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、完全子会社化することを予定しております。

なお、本公開買付けその後の完全子会社化に伴う各種手続の実行によって交付される対価としての金銭の受領、又は当該手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

また、本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの本新株予約権の全てを取得できなかった場合、バンダイナムコゲームスは、対象者に対して、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請し、対象者は、かかる要請に応じて、本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う場合があります。

(6) 上場廃止について

バンダイナムコゲームスは、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、対象者株式はジャスダック証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、バンダイナムコゲームスは、本公開買付け終了後に、上記「(5)本公開買付け後の予定(いわゆる二段階買収に関する事項)」に従い、対象者の完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合には対象者の株式は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式をジャスダック証券取引所において取引することは出来ません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

1	商	株式会社ディースリー			
		(1) グループ全体の経営戦略の策定及び統括機能			
		(2) ワールドワイド展開を行うゲームコンテンツの保有と供給機能			
② 事 業 内 容		(3) グループ全体のリスクコントロール機能			
		(4) グループ全体の間接部門のシェアードサービス機能			
		(5) グループ全体			
3	設 立 年 月 日	平成4年2月5日	1		
4	本 店 所 在 地	東京都渋谷区道玄	医坂一丁目9番5号		
(5)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長	代表取締役社長 伊藤 裕二		
6	資本 金 (平成 20 年 12 月 31 日現在)	1,737 百万円			
		フィールズ株式会	会社 57.04%		
		伊藤 裕二	17. 11%		
		エイチエスビーシーファンドサービシィ			
		ズクライアンツアカウント 500 2.98%			
		(常任代理人 香港上海銀行東京支店)			
	大株主及び持株比率 (平成20年9月30日現在)	柿木 淳	1. 15%		
7		GVC2号投資事	季 業組合 1.04%		
		西川 桃子	0.91%		
		岡島 信幸	0.67%		
		株式会社ソロ	0.63%		
		株式会社タカデン	0.36%		
		南里 昌弘	0. 33%		
		有限会社こむりん	0.33%		
8	買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	バンダイナムコゲームスの親会社であるバンダイナムコホールディングスが対象者の発行済株式総数の 0.29% (株)を保有しております。		
		人的関係	該当事項はありません。		
		取引関係	該当事項はありません。		
		関連当事者への 該 当 状 況	該当事項はありません。		

(注1) 対象者は、対象者の第18期第3四半期報告書(提出日:平成21年2月12日)を提出して おります。同第3四半期報告書によれば、対象者において、大量保有報告書等の写しの送 付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

- (2) 買付け等の期間
- ① 届出当初の買付け等の期間

平成21年2月13日(金曜日)から平成21年3月16日(月曜日)まで(22営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 21 年 3 月 27 日(金曜日)までとなります。

- (3) 買付け等の価格
- ① 普通株式

1株につき金62,000円

- ② 新株予約権
 - ・平成15年1月30日開催の対象者定時株主総会決議並びに平成15年2月28日及び平成15年3 月3日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された第1回新株予約権(以下、「第1回新株予 約権」といいます。)

1個につき金1円

- ・平成17年1月28日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年9月13日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された第2回新株予約権(以下、「第2回新株予約権」といいます。) 1個につき金1円
- ・平成18年1月27日開催の対象者定時株主総会決議及び平成18年3月14日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された第3回新株予約権(以下、「第3回新株予約権」といいます。) 1個につき金1円
- ・平成18年6月22日開催の対象者定時株主総会決議及び平成18年10月17日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された第4回新株予約権(以下、「第4回新株予約権」といいます。) 1個につき金1円
- ・平成18年6月22日開催の対象者定時株主総会決議及び平成18年10月17日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された第5回新株予約権(以下、「第5回新株予約権」といいます。) 1個につき金1円
- ・平成19年6月21日開催の対象者定時株主総会決議及び平成19年12月18日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された第6回新株予約権(以下、「第6回新株予約権」といいます。) 1個につき金1円
- ・平成19年6月21日開催の対象者定時株主総会決議及び平成19年12月18日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された第7回新株予約権(以下、「第7回新株予約権」といいます。) 1個につき金1円
- ・平成20年9月17日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された第8回新株予約権(以下、「第8回新株予約権」といいます。)

1個につき金1円

・平成20年9月17日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された第9回新株予約権(以下、「第9回新株予約権」といい、第1回新株予約権、第2回新株予約権、第3回新株予約権、第4回新株予約権、第5回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権、第8回新株予約権を総称して、「本新株予約権」といいます。)

1個につき金1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

• 普通株式

本公開買付けにおける買付価格である1株当たり62,000円は、第三者算定機関である大和証券 SMBCが提出した株式価値算定書を参考にして決定いたしました。

大和証券SMBCは対象者株式の市場株価の動向、対象者の財務状況等を勘案し、市場株価法及びディスカウンテッド・キャッシュフロー法(以下、「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施しており、それぞれの手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下の通りです。

市場株価法 45,770円~46,582円

市場株価法では、平成21年1月7日から平成21年2月6日までの1ヵ月間における対象者の出来高加重平均株価(45,770円)及び平成20年11月7日から平成21年2月6日までの3ヵ月間における対象者の出来高加重平均株価(46,582円)をもとに、対象者株式1株当たりの価値が算定されております。

DCF法 51,522円~65,775円

DCF法では、対象者の事業計画に基づく将来キャッシュフローを、事業リスク及び財務リスクに応じる適当な割引率(期待収益率)にて現在価値へ割り戻すことにより株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値が算定されております。

バンダイナムコゲームスは、本公開買付けにおける買付価格について、株式価値算定書の算定結果を参考に、算定結果の下限である45,770円から上限である65,775円のレンジの中で検討いたしました。さらに、対象者に対して行った財務面・法務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、過去の公開買付け事例において市場株価に対して付与されたプレミアムの水準、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した結果、平成21年2月12日のバンダイナムコゲームス取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を1株当たり62,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成21年2月10日までの過去3ヵ月間のジャスダック証券取引所における対象者の終値の単純平均値46,532円(小数点以下四捨五入)に対して

33.24% (小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムを、平成21年2月10日までの過去1ヵ月間のジャスダック証券取引所における対象者の終値の単純平均値44,409円 (小数点以下四捨五入)に対して39.61% (小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムを、平成21年2月9日のジャスダック証券取引所における終値42,500円に対して45.88% (小数点以下第三位四捨五入)のプレミアムを加えた価格であります。

• 本新株予約権

平成21年2月12日現在において、第1回新株予約権の1株当たり行使価格は168,210円であり、 本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格62,000円を106,210円上回っております。

平成21年2月12日現在において、第2回新株予約権の1株当たり行使価格は335,000円であり、 本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格62,000円を273,000円上回っております。

平成21年2月12日現在において、第3回新株予約権の1株当たり行使価格は379,005円であり、 本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格62,000円を317,005円上回っております。

平成21年2月12日現在において、第4回新株予約権の1株当たり行使価格は320,650円であり、 本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格62,000円を258,650円上回っております。

平成21年2月12日現在において、第5回新株予約権の1株当たり行使価格は320,650円であり、 本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格62,000円を258,650円上回っております。

平成21年2月12日現在において、第6回新株予約権の1株当たり行使価格は268,635円であり、 本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格62,000円を206,635円上回っております。

平成21年2月12日現在において、第7回新株予約権の1株当たり行使価格は268,635円であり、 本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格62,000円を206,635円上回っております。

平成21年2月12日現在において、第8回新株予約権の1株当たり行使価格は113,197円であり、 本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格62,000円を51,197円上回っております。

平成21年2月12日現在において、第9回新株予約権の1株当たり行使価格は113,197円であり、 本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格62,000円を51,197円上回っております。

本新株予約権の1株当たり行使価格は、いずれも本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格62,000円を上回っております。

本新株予約権は、いずれも対象者又は対象者の関係会社の取締役、監査役若しくは従業員又は外部の開発会社に対して発行されたものであり、当該地位にあること又はかつてこれらの地位にあったことが本新株予約権の行使条件とされています。そのため、バンダイナムコゲームスは、本新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付価格を、いずれも1個当たり1円と決定いたしました。

② 算定の経緯

• 普通株式

バンダイナムコゲームスと対象者は、平成20年12月頃より、ゲームコンテンツ事業における両社の強みを活かすべく、協業の可能性について検討・協議を進めてきました。バンダイナムコゲームス及び対象者は検討・協議を進めていく中で、環境変化が激しい業界の中で勝ち抜き、グ

ローバル展開をより一層強化するためには、両社が一つのグループとして、一体となり競合優位性があるコンテンツ展開により事業拡大を図っていくことが最良の選択であるという結論に至り、バンダイナムコゲームスは、対象者を完全子会社化する目的で、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けを実施するにあたり、バンダイナムコゲームスは、平成20年12月中旬、大和証券 エスエムビーシー株式会社をフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、また、平成20年12月 下旬、佐藤総合法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を 得ながら、慎重に議論・検討を重ねてまいりました。

バンダイナムコゲームスは、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、バンダイナムコゲームス及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券エスエムビーシー株式会社が平成21年2月10日付で提出した株式価値算定書を参考にしつつ、対象者に対して行った財務面・法務面に関するデュー・ディリジェンスの結果、過去の公開買付け事例において市場株価に対して付与されたプレミアムの水準、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した上で、平成21年2月12日、買付価格を決定しました。バンダイナムコゲームスが大和証券エスエムビーシー株式会社から受領した株式価値算定書によると、大和証券エスエムビーシー株式会社は対象者株式の市場株価の動向、対象者の財務状況等を勘案し、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を実施しており、それぞれの手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲は以下の通りです。

・市場株価法 45,770円~46,582円

市場株価法では、平成21年1月7日から平成21年2月6日までの1ヵ月間における対象者の出来高加重平均株価(45,770円)及び平成20年11月7日から平成21年2月6日までの3ヵ月間における対象者の出来高加重平均株価(46,582円)をもとに、対象者株式1株当たりの価値が算定されております。

・DCF法 51,522円~65,775円

DCF法では、対象者の事業計画に基づく将来キャッシュフローを、事業リスク及び財務リスクに応じる適当な割引率(期待収益率)にて現在価値へ割り戻すことにより株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値が算定されております。

なお、バンダイナムコゲームスは、第三者算定機関からは公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

一方、対象者取締役会は、バンダイナムコゲームスから提示された買付価格に対する意思決定において、対象者及びバンダイナムコゲームスから独立した第三者算定機関である株式会社エイ・ジー・エス・コンサルティングより株式価値評価報告書を取得し、また、対象者及びバンダイナムコゲームスから独立したリーガル・アドバイザーである北村・平賀法律事務所から法的助言を受け、これらを参考にしつつ、平成21年2月12日開催の対象者取締役会において、本公開買

付けの諸条件について慎重に検討した結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主 の皆様に対して合理的な価格により対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本 公開買付けについて賛同することにつき承認可決しました。

なお、対象者の社外取締役である大屋高志氏はフィールズの代表取締役社長を、対象者の社外取締役である山口善輝氏はフィールズの取締役を兼務しており、また、対象者の代表取締役社長で株主である伊藤裕二氏及び対象者の取締役であり株主である小嶋正樹氏は公開買付者との間で本公開買付けに応募する旨を合意しておりますので、利益相反の観点から、これらの者は、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておりません。また、対象者の社外監査役であり株主である青木茂宏氏及び金本光博氏は公開買付者との間で本公開買付けに応募する旨を合意しておりますので、利益相反の観点から、対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議には参加しておりません。

• 本新株予約権

本新株予約権の1株当たり行使価格は、上述のとおり、いずれも本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格62,000円を上回っております。

本新株予約権は、いずれも対象者又は対象者の関係会社の取締役、監査役若しくは従業員又は外部の開発会社に対して発行されたものであり、当該地位にあること又はかつてこれらの地位にあったことが本新株予約権の行使条件とされています。そのため、バンダイナムコゲームスは、本新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、平成21年2月12日、本新株予約権の買付価格を、いずれも1個当たり1円と決定いたしました。

③ 算定機関との関係

大和証券SMBCは、バンダイナムコゲームスの関連当事者に該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した買付予定数	② 株式に換算した超過予定数
株 券	15, 731 株	一株
新株予約権証券	-株	-株
	·	
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等預託証券()	一株	一株
合 計	15,731 株	一株

- (注1) 「株式に換算した買付予定数」の下限(15,731 株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限を設定しておりませんので、公開買付者が本公開買付けにより取得する株券等の最大の数(以下、「最大買付数」といいます。)は、株式に換算して23,166株となります。これは、対象者の平成21年2月12日提出の第18期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数

(21,037 株) に、平成 21 年 1 月 1 日以降公開買付期間末日までに、本新株予約権 (2,161 個) の行使により発行又は移転 (以下、「発行等」といいます。) した又は発行等される可能性のある対象者の株式の最大数 (2,161 株) を加えた数から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が保有する自己株式数 (平成 21 年 2 月 12 日現在 32 株) を除いた株式数です。

- (注3) 公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により発行 等される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者	一個	(買付け等前における株券等所有割合
の所有株券等に係る議決権の数		—%)
買付け等前における特別関係者	60 個	(買付け等前における株券等所有割合
の所有株券等に係る議決権の数	00 但	0. 26%)
買付予定の株券等に係る 15,731個		(買付け等後における株券等所有割合
議決権の数	10, 701 0	67. 91%)
対象者の総株主の議決権の数	21,005 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けの買付予定数に係る議決権の数を 記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、特別関係者であるバンダイナムコホールディングスとの間で、その保有する株式(60 株)について本公開買付けに応募する旨の合意をしているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その議決権の数60個は分子に加算しておりません。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成21年2月12日提出の第18期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては本新株予約権が行使されることにより発行等した又は発行等される可能性のある対象者の株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては分母を、対象者の平成21年2月12日提出の第18期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の発行済株式総数(21,037株)に係る議決権の数(21,037個)に平成21年1月1日以降公開買付期間末日までに本新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式に係る議決権の数(新株予約権2,161個の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式に係る議決権の数(新株予約権2,161個)を加えた数(23,198個)から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が保有する自己株式数(平成21年2月12日現在32株)を除いた数(23,166個)として計算しております。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注5) 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数の下限(15,731 株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」は最大で100.00%となる可能性があります。

(7) 買付代金

975 百万円

上記の買付代金は、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合の金額として、本公開買付けの買付予定数の下限(15,731株)に1株当たりの買付価格を乗じた金額です。なお、最大買付数(23,166株)を買い付けた場合の買付代金は1,436百万円、買付け等に要する資金等の合計は1,490百万円となります。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地 大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成21年3月24日(火曜日)

- (注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成21年4月3日(金曜日)となります。
- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店若しくは全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。また、応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して新株予約権証券等が提出された場合には、買付けられなかった新株予約権証券等を応募株主等へ交付します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。)第 14 条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公 開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付 けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」 といいます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第1項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受付けをした公開買付代理人(復代理人にて応募受付けをした場合には復代理人)の各本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。 解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に 規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたものではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類(その写しも含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

(10) 公開買付開始公告日 平成21年2月13日(金曜日)

(11) 公開買付代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社 大和証券株式会社(復代理人)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、前記「1. 買付け等の目的」の「(2) 公開買付者が本公開 買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」及び「(5) 本公開買付け後の予定(いわゆ る二段階買収に関する事項)」をご参照下さい。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる業績への影響については精査しており、バンダイナムコゲームスの親会社であり東京証券取引所市場第一部上場会社であるバンダイナムコホールディングスの連結業績予想の修正の必要及び公表すべき事実が生じた場合には、取引所の適時開示規則に基づき、速やかに公表いたします。

4. その他

- (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容
- ① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の内容

対象者は、平成21年2月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議しております。

バンダイナムコゲームスは、対象者の代表取締役社長であり株主である伊藤裕二氏 (3,600株、株式所有割合17.11%)、対象者の取締役であり株主である小嶋正樹氏 (24株、株式所有割合0.11%)、対象者の社外監査役であり株主である青木茂宏氏 (27株、株式所有割合0.13%)及び対象者の社外監査役であり株主である金本光博氏 (20株、株式所有割合0.10%)との間で、その所有する対象者の株式の全部について本公開買付けに応募する旨を合意しております。

② 公開買付者と対象者の親会社であるフィールズとの間の合意の内容

バンダイナムコゲームスは、対象者の親会社であるフィールズとの間で、フィールズが、その所有する対象者の株式の全部 (12,000 株、株式所有割合 57.04%) について本公開買付けに応募する旨を合意しております。

③ 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程については、前記「1. 買付け等の目的」の「(2) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程」をご参照下さい。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成 21 年 2 月 12 日付で、「平成 21 年 3 月期業績予想及び期末配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の内容は対象者が公表した内容の一部を抜粋したものです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

①平成21年3月期(平成20年4月1日~平成21年3月31日)通期業績予想の修正等

(単位:百万円)

	売 上 高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
前回予想(A)	15, 000	650	550	50	円 銭 2,380.39
今回修正(B)	13, 500	△50	△800	△2, 100	△99, 976. 20
増減額(B-A)	△1, 500	△700	△1, 350	△2, 150	_
増減率	△10.0%	_	_	_	_
(ご参考) 前期実績 (平成20年3月期)	14, 286	1, 069	414	293	13, 962. 80

② 配当予想修正

	1株当たり配当金		
(基準日)	第2四半期末	期末	年間
前回予想 (平成 20 年 11 月 6 日発表)	円 銭 —	円 銭 2,600.00	円 銭 2,600.00
今回修正予想		0.00	0.00
当期実績	_	_	_
前期(平成20年3月期)実績	_	2, 800. 00	2, 800. 00

以上